

青森県報

号外第五十七号

令和七年
六月三十日
(月曜日)

目 次

公 告

- 令和六年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務文書課) ……一
- 令和六年度の県の機関等における個人情報保護に関する法律の施行の状況の公表……………(同) ……二
- 令和六年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(資源循環推進課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……四
- 知事管理漁獲可能量の公表……………(水産振興課) ……八
- 公 営 企 業……………
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……八

公 告

令和六年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定により、令和六年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ
知事	1,668 (9)	1,301 (6)	223 (2)	52 (1)	0	87
病院事業管理者	11	8	2	0	0	1
議 会	10	5	5	0	0	0
教育委員会	38 (1)	20 (1)	16	2	0	0
選挙管理委員会	16 (1)	4 (1)	10	2	0	0
人事委員会	7	3	3	1	0	0
海区漁業調整委員会	8	1	2	2	0	3
警察本部長	84 (4)	14	54 (4)	8	0	6
公立大森市立保健所	1	1	0	0	0	0
青森県道路公社	1	1	0	0	0	0
計	1,844 (15)	1,358 (8)	315 (6)	67 (1)	0	97
					0	7

注 1 () 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計67件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは42件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)				
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取下げ
					審理中

9 (118)	0 (0)	0 (2)	5 (3)	0 (0)	2 (0)	2 (113)
--------------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 審査請求があった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

~~~~~

令和六年度の県の機関等における個人情報の保護に関する法律の施行の状況の公表

青森県個人情報保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）第十七条の規定により、令和六年度の県の機関等における個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行の状況を次のとおり公表する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

| 県の機関等 | 件数          | 処 理 の 状 況 (件) |             |     |     |     |
|-------|-------------|---------------|-------------|-----|-----|-----|
|       |             | 開示            | 不開示         | 不開示 | 取下げ | 検討中 |
| 知事    | 47<br>( 3 ) | 18            | 25<br>( 3 ) | 0   | 3   | 1   |
| 教育委員会 | 3           | 1             | 0           | 0   | 0   | 2   |
| 人事委員会 | 7           | 7             | 0           | 0   | 0   | 0   |

|           |              |    |             |   |   |   |
|-----------|--------------|----|-------------|---|---|---|
| 警 察 本 部 長 | ( 79<br>2 )  | 0  | ( 73<br>2 ) | 5 | 0 | 1 |
| 計         | ( 136<br>5 ) | 26 | ( 98<br>5 ) | 5 | 3 | 4 |

注 1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計5件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは3件である。

2 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況  
訂正請求は、なかった。

3 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況  
利用停止請求は、なかった。

4 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

| 区 分                        | 件数 | 処 理 の 状 況 (件) |         |     |     |       |       |
|----------------------------|----|---------------|---------|-----|-----|-------|-------|
|                            |    | 認 容           | 一 部 認 容 | 棄 却 | 却 下 | 取 下 げ | 審 理 中 |
| 開示決定等及び開示請求に係る不作為に係るもの     | 4  | 0             | 0       | 0   | 0   | 0     | 4     |
| 訂正決定等及び訂正請求に係る不作為に係るもの     | 0  | 0             | 0       | 0   | 0   | 0     | 0     |
| 利用停止決定等及び利用停止請求に係る不作為に係るもの | 0  | 0             | 0       | 0   | 0   | 0     | 0     |

~~~~~

令和六年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、令和六年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 協議の件数

1 事前協議 五百四十八件

2 協議内容の変更の協議 二十三件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	三、七七〇トン
汚泥	三七、一九八トン
廃油	四二〇トン
廃酸	一、四六六トン
廃アルカリ	四、四六四トン
廃プラスチック類	九、七九六トン
木くず	二、三八二トン
繊維くず	一トン
動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。）	七七五トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九二一トン
金属くず	一八二トン
ガラスくず等（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずをいう。以下同じ。）	二、三二七トン

鉱さい	九、〇四六トン
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。）	三、一五三トン
動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	四、一二一トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）	九五、〇八九トン
感染性産業廃棄物	七六九トン
廃石棉等	三九二トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	九、六〇五トン
燃え殻及びばいじんの混合物	二九、八二八トン
汚泥及び廃油の混合物	七七六トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	一四トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	八二トン
汚泥及び金属くずの混合物	五トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	一九トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	一〇、〇七一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物	一〇四トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	七六一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物	一七トン

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	三四三トン
廃プラスチック類、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物	七九トン
廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	二一トン
廃プラスチック類、木くず及びガラスくず等の混合物	五トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	四七六トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	二九、九九五トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	三〇〇トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	四二トン
ガラスくず等及びがれき類の混合物	一三一トン
廃ポリ塩化ビフェニル等	一四トン
ポリ塩化ビフェニル汚染物	一一〇トン
合計	二五九、〇八〇トン

三 協定の締結の件数

五百四十八件

四 環境保全協力金の額

二千八十八万五千三百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 高田雅史

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	
株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 三浦隆司	変更なし	
株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の一二 代表取締役 金入健雄	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	

株式会社バセリー業 上北郡おいらせ町木ノ下南二の五 代表取締役 小泉輝美	変更なし	
有限会社みますや 上北郡おいらせ町上明堂一〇五の二 代表取締役 三浦了	変更なし	
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目三八 代表取締役 上田稔夫	株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目三八 代表取締役 風間隆行	令和 六・六・二七
丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八の三 代表取締役 高浦隆彦	変更なし	
株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中西区城西一丁目三 代表取締役 山田太郎	変更なし	
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉町二の一 代表取締役 長島希吉	変更なし	
株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目一四の一 代表取締役 木下尚久	変更なし	
株式会社盛田 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	変更なし	
エステールホールディングス株式 会社 東京都中央区銀座一丁目一九の七 代表取締役 丸山雅史	変更なし	

株式会社大竹菓子舗 十和田市東一番町七の二八 代表取締役 大竹正美	変更なし	
有限会社北上青果 十和田市東二十四番町一八の六 代表取締役 北上孝穂	変更なし	
株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 代表取締役 三宅英木	変更なし	
株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 大森尚昭	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 伊藤健治	令和 六・一〇・三
株式会社市川屋 上北郡おいらせ町上明堂九三の二 代表取締役 木村雅行	変更なし	
株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗	変更なし	
株式会社ツキウ時計店 八戸市湊町本町四三 代表取締役 月館嵩	変更なし	
パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 福井正弘	変更なし	
株式会社アダストリア 東京都渋谷区渋谷二丁目二一の一 代表取締役 福田三千男	株式会社アダストリア 東京都渋谷区渋谷二丁目二一の一 代表取締役 北村嘉輝	令和 七・四・四
株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田篤史	変更なし	
株式会社ライフスタイルイノベ ーション 東京都港区北青山三丁目五の一〇 代表取締役 西川信一	株式会社ライフスタイルイノベ ーション 東京都港区北青山三丁目五の一〇 代表取締役 木津英之	令和 七・三・一

株式会社ヴィレッジヴァンガード 青森県古屋市名東区上社一丁目 九〇一 代表取締役 白川篤典	株式会社ヴィレッジヴァンガード 青森県古屋市名東区上社一丁目 一八〇二 代表取締役 白川篤典	六・二・八
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の 一 代表取締役 藤原祐介	株式会社ライトオン 東京都台東区元浅草二丁目六の六 代表取締役 大峯 伊索	所在地 令和 七・五・二〇 代表者 七・三・二四
株式会社友和 東京都中央区五丁目七の一 代表取締役 小林敬一	変更なし	
株式会社アルファベットのパス 北海道札幌市中央区南二条西二五 丁目 代表取締役 濱田一康	変更なし	
株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 五の一 代表取締役 向井正太郎	変更なし	
株式会社キヤメル珈琲 東京都世田谷区代田二丁目三一の 八 代表取締役 尾田信夫	変更なし	
株式会社パリュープランニング 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 二の一七 代表取締役 井元憲生	変更なし	
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	変更なし	
株式会社青木商店 福島県郡山市八山田五丁目四〇五 代表取締役 青木大輔	青木フルーツ株式会社 福島県郡山市八山田五丁目四〇五 代表取締役 青木大輔	令和 七・三・七
株式会社パリティ 東京都中央区日本橋室町二丁目四 の三 代表取締役 垣吉裕司	変更なし	

株式会社ブラックワン企画 八戸市南白台三丁目一の一五 代表取締役 佐藤久美子	株式会社ブラックワン 八戸市南白台三丁目一の一五 代表取締役 佐藤一成	令和 七・四・六
株式会社中央コンタクト 静岡県静岡市葵区伝馬町三の一 深 尾ビル三階 代表取締役 藤本亮吉	変更なし	
株式会社ストライプインターナ ショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 川部将士	変更なし	
有限会社シーガルディレクション 秋田県大館市清水四丁目七一の一 の三 代表取締役 小畑賢	変更なし	
株式会社ディ・エイチシー 東京都港区南麻布二丁目七の一 代表取締役 宮崎緑	変更なし	
株式会社ANAP 東京都港区南青山四丁目二〇の一 九 代表取締役 家高利康	株式会社ANAP 東京都港区南青山四丁目二〇の一 九 代表取締役 若月舞子	令和 六・二・六
株式会社ジンズ 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 四 代表取締役 田中亮	変更なし	
有限会社仁科 岩手県盛岡市みたけ三丁目一八の 二九 代表取締役 仁科大史	変更なし	
有限会社ビズ・カンパニー 宮城県仙台市泉区根白石字下河原 三九 代表取締役 陳必正	変更なし	
株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一	変更なし	

株式会社ベルーナ 代表取締役 安野清	株式会社青森トリアル 代表取締役 柏村昌弘	外川園 青森市大字石江字江渡二六の二 代表 外川祐次	Futon to 株式会社 東京都町田市原町田六丁目二七の 一九平本ビル 代表取締役 齊藤浄一	株式会社ブループランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	株式会社Calinet 北海道札幌市東区北三三条東一〇 丁目五の一 代表取締役 高橋哲也	マルホン株式会社 宮城県仙台市若林区卸町二丁目八 の四 代表取締役 安曇祥二	株式会社ジュビリー 東京都目黒区鷹番二丁目一〇の二 高越マンション二階 代表取締役 角野宏明	株式会社コカ 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三 丁目三五の一 代表取締役 吉田健一郎	株式会社ジーユー 山口県山口市佐山一〇七一一の一 代表取締役 柚木治
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	マルホン株式会社 宮城県仙台市若林区卸町二丁目八 の四 代表取締役 安曇亮	変更なし	変更なし	変更なし
						令和 六・七・二九			

株式会社TOP END TOP 山形県米沢市中田町五一四の一 代表取締役 佐藤宏樹	株式会社バルグループホールディ ングス 大阪府大阪市中央区道修町三丁目 六の一 代表取締役 井上隆太	株式会社明翔 福島県福島市仁井田字谷地北四一 の二 代表取締役 本田明志	変更なし	令和 七・五・三
---	--	---	------	-------------

四 届出年月日

令和七年六月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和七年六月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和七年十月三十日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

次に掲げる特定水産資源に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まさば及びごまさば太平洋系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まさば及びごまさば漁業	現行水準

第2 まだら本州太平洋北部系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まだら本州太平洋北部漁業	試行水準

第3 まだら本州日本海北部系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まだら本州日本海北部漁業	試行水準

第4 まだら北海道太平洋

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まだら北海道太平洋漁業	試行水準

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年六月三十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年五月二十七日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 八十六円九十銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年二月十日

（発行者・発行人）

青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）

青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付二十一円七十銭